

設計及び工事監理等委託業務受託者選定基準

(趣旨)

第1条 この選定基準は、都市整備局契約事務評価会議開催要綱（以下「開催要綱」という。）

第2条に規定する対象業務を実施する受託者の選定にあたってのプロセスを厳正かつ公正に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(登録申請)

第2条 都市整備局契約事務評価会議に関する運営要領（以下「運営要領」という。）第2条各号に規定する受託者選定方式への参加を希望する者（以下「登録希望者」という。）は、次の各号に掲げる分野のうちから、登録を希望する分野を示した事務所概要調査票（以下「調査票」という。）を作成し、運営要領第6条に規定する事務局（以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

- (1) 建築設計
- (2) 積算
- (3) 構造
- (4) 工事監理（建築工事に係るもの）
- (5) 設備（建築設備工事に係る設計及び工事監理）
- (6) 調査研究

(登録要件及び要件確認)

第3条 前条の規定により調査票の提出があった場合において、事務局は、次の各号に掲げる要件（以下「登録要件」という。）を満たしていることを確認しなければならない。

- (1) 大阪市入札参加有資格者名簿（測量・建設コンサルタント）に登録されていること。
- (2) 原則として京阪神地区（大阪市役所から概ね1時間程度の距離）に事務所を開設していること。
- (3) 原則として登録を希望する分野において、官公庁（外郭団体含む）での受託実績又は大阪市内における民間での受託実績等があること。
- (4) 登録を希望する分野において、技術者を有していること。ただし、登録を希望する分野が設備の場合は、機械及び電気双方の技術者を有していること。

2 事務局は、前項の登録要件の確認について、原則として登録希望者との面接により実施する。

(事業者登録及び通知)

第4条 事務局は、前条の規定に基づき確認したときは、都市整備局契約事務評価会議（以下「評価会議」という。）において意見の聴取を行ったうえで、名簿（以下「事務所リスト」という。）に登録する。

2 事務局は、前項の規定に基づく登録の結果について、速やかに登録希望者へ通知する。

(受託者選定方式の採用基準)

第5条 開催要綱第2条に規定する対象業務にかかる受託者選定方式の選択は、原則として次の各号に掲げるものとする。ただし、事業の計画に伴う調査研究業務（企画立案やこれらに類似する業務を含む。以下同じ。）を除く。

(1) 建築物の新增築の基本計画又は基本設計から委託するもののうち、設計に係る対象業務における設計委託料の概算額が別表の登録事務所区分欄に定める区分1に対応するもの
運営要領第2条第1号に規定する標準プロポーザル方式

(2) 次に掲げるもの 運営要領第2条第2号に規定する簡易プロポーザル方式

ア 建築物の基本計画又は基本設計から委託するもののうち、前号に該当しないもの

イ 建築物の実設計から委託するもののうち、技術力や構想力を要するもの

ウ 工事監理業務のみを委託するもののうち、技術力や構想力を要するもの

エ アからウまでに掲げる業務のほか、建築物の新增築や改修等に際し必要となるもので、技術力や構想力を要するもの

2 開催要綱第2条に規定する対象業務のうち、事業の計画に伴う調査研究業務にかかる受託者選定方式は、運営要領第2条第2号に規定する簡易プロポーザル方式とする。

(受託者選定方式の手続き)

第6条 開催要綱第2条に規定する対象業務にかかる受託者選定方式の手続きは、次の各号に掲げる選定方式に応じた手続きとする。ただし、事業の計画に伴う調査研究業務を除く。

(1) 運営要領第2条第1号に規定する標準プロポーザル方式 プロポーザルへの参加の意向を示した事業者原則5者において実施することとし、当該事務所への参加の意向確認は、事務所リストを用いて実施する。

(2) 運営要領第2条第2号に規定する簡易プロポーザル方式 プロポーザルへの参加の意向を示した事業者原則3者において実施することとし、当該事務所への参加の意向確認は、事務所リストを用いて実施する。

2 前項各号の規定に基づくプロポーザル方式の実施においては、分野及び概算額等を勘案して参加の意向確認を行うこととし、建築設計分野に係る対象業務においては、別表に定める設計委託料の概算額に対応する登録事務所区分によらなければならない。

3 第1項第2号の規定によるプロポーザル方式の実施において、対象業務の内容に類似性がある場合は、複数の対象業務を1組にまとめ、対象業務の数に応じて受託者を選定することができる。

4 対象業務のうち、事業の計画に伴う調査研究業務に関する受託者選定の手続きは、前条2項の規定により、プロポーザルへの参加の意向を示した事業者において実施することとし、当該事務所への参加の意向確認は、事務所リストを用いて実施する。

5 第1項及び前項の規定によりプロポーザル方式を実施する場合は、本市が、評価会議において意見を聴取した配点基準（以下「標準配点基準」という。）に基づき、事業者から提出のあった実績や技術提案書の評価を行う。ただし、標準配点基準によりがたい場合は、別途

評価会議において意見を聴取しなければならない。

6 前項の規定による評価について、評価会議において意見を聴取しなければならない。

(受託者の選定)

第7条 本市は、前条第6項の規定に基づく意見聴取を踏まえ、選定結果について、前条第1項及び第4項の規定により実施したプロポーザル方式に参加した事業者へ通知する。

(その他)

第8条 受託者の選定にあたっては、次に掲げる事項に留意するとともに、当該業務の意向確認及び受託の状況を勘案し、意向確認が特定の者に偏しないように努めなければならない。

ア 不誠実な行為の有無

イ 経営状況

ウ 業務成績

エ 手持業務の状況

オ 当該業務における技術的適性

2 前項に掲げる事項の他、受託者の選定において必要となる事項がある場合は、評価会議において意見を聴取する。

附 則

この選定基準は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この選定基準は、平成18年5月26日より施行する。

附 則

この選定基準は、平成18年6月22日より施行する。

附 則

この選定基準は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この選定基準は、平成19年12月1日より施行する。

附 則

この選定基準は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この選定基準は、平成22年1月27日より施行する。

附 則

この選定基準は、平成23年11月1日より施行する。

附 則

この選定基準は、平成24年4月16日より施行する。

附 則

この選定基準は、平成27年6月5日より施行する。

附 則

この選定基準は、令和3年10月29日より施行する。

附 則

この選定基準は、令和7年4月1日より施行する。

別表

(第5条第1項第1号及び第6条第2項関係)

登録事務所区分	契約予定金額 (消費税込)
区分1	40,000,000 円 以上 ～
区分2	15,000,000 円 以上 ～ 40,000,000 円 未満
区分3	8,000,000 円 以上 ～ 15,000,000 円 未満
区分4	8,000,000 円 未満
<p>1 特別な事由のある場合は、当該登録事務所区分の上下1区分までは選定できるものとし、評価会議において報告する。 さらに、これによらない場合は、評価会議において意見を聴取し、別途決定する。</p> <p>2 事務所リストへの登録を受けた事業者の登録事務所区分は、事務所の所在地・営業年数・建築士数・実績等を踏まえた考え方に基づき決定することとし、当該区分の考え方は、評価会議において意見の聴取を行う。</p> <p>3 各区分における設計委託料の概算額の範囲は、建築士法第25条の規定に基づき定める「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」を踏まえて決定することとし、評価会議において意見の聴取を行う。</p>	